

## 総務委員会会議録要旨

開会日	平成28年12月12日(月)午前10時00分		
閉会日	平成28年12月12日(月)午後1時54分		
場 所	長久手市役所西庁舎 第7・8会議室		
出席委員	委員長	青山直道	
	副委員長	なかじま和代	
	委 員	伊藤祐司 上田 大 木村さゆり 吉田ひでき	
欠席委員	な し		
欠 員	な し		
会議事件 のため出席した者の 職氏名	市長	吉田一平	
	市長公室長	鈴木 裕	次長 中西直起
	人事課長	浦川 正	課長補佐 北川考志
	総務部長	布川一重	次長兼財政課長 青山 均
	課長補佐(財政担当)	嗟峨 剛	
	課長補佐(管財担当)	水草 純	
	税務課長	福岡智浩	課長補佐 近藤泰介
	収納課長	高木昭信	課長補佐 山本郁子
	たつせがある課長	川本満男	
	環境課長	福岡隆也	ごみ減量推進係長 山田克仁
	福祉施策課長	成瀬 拓	
	福祉課長	浅井俊光	課長補佐 近藤かおり
	長寿課長	中野智夫	
	子育て支援課長	山端剛史	課長補佐 門前 健
	保険医療課長	矢野正彦	主幹 林 元美
	健康推進課	水野敬久	
	みどりの推進課長	磯村和慶	主幹 成瀬 守
	教育総務課長	川本晋司	
	請願者	人見 昭	同左 藤田恵美
	委員外議員	岡崎つよし	計 31人
職務のため 出席した者の 職氏名	議会事務局長	角谷俊卓	局長補佐 貝沼圭子
会 議 録	別紙のとおり		



別紙

委員長 開会宣言

市長 あいさつ

委員長 はじめに委員会議員の出席について諮る。

本委員会の審査及び調査へ助言するため、平成 29 年 4 月末日までに招集する委員会に出席を求めたいが、異議あるか。

< 異議なし >

異議なしと認めるので、委員外議員として岡崎つよし議員の出席を求めらることに決した。

< 委員外議員 着席 >

## 議案第 70 号

人事課長 議案第 70 号 長久手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明

伊藤委員 人事院勧告に準じた改正との説明だが、愛知県や名古屋市なども同様の改正か。

人事課長 基本的には人事院勧告に基づく改正をすると聞いている。

伊藤委員 精算はどのようにするのか。

人事課長 給与の 4 月遡及分と 12 月期の勤勉手当は、12 月中に差額支給で精算する。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

議案第 70 号は賛成全員で、原案のとおり可決

#### 議案第 71 号

人事課長 議案第 71 号 長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明

上田委員 第 15 条の 2 第 2 項で介護時間は 1 日につき 2 時間を超えない範囲内とあるが、連続した 2 時間か。それとも分けて 2 時間取れるのか。

人事課長 連続でも分けて 2 時間でもよい。

木村委員 5 年程度の間介護を理由とした離職者はいるか。

人事課長 介護による離職は把握してないが、他の理由に介護が理由として加わったという例は聞いている。すべての退職者の理由は把握してない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

議案第 71 号は、賛成全員で原案のとおり可決

### 議案第 63 号

人事課長 議案第 63 号 長久手市職員定数条例の一部を改正する条例について  
説明

上田委員 どの部署の職員定数拡大か。

人事課長 職員定数枠を広げることが目的で、どの部署を増員するということではない。長湫北保育園の今回の改築は、保育所定員に伴う保育士の増員は大きな要因となった。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

議案第 63 号は、賛成全員で原案のとおり可決

### 議案第 59 号

財政課長 議案第 59 号 平成 28 年度長久手市一般会計補正予算（第 3 号）について説明

上田委員 臨時福祉給付金事業 臨時福祉給付金 6,750 万円  
対象者は 4,500 人で間違いないか。

福祉施策課長 そのとおり。

上田委員 臨時福祉給付金事務委託 680 万 4,000 円、  
申請手続きは、委託先から対象者への申請書が送付されるのか。

福祉施策課長 非課税世帯が対象となるので、住基情報、税情報などからリストを作り、該当者と思われる対象者に送付する。

木村委員 児童発達支援事業 放課後等デイサービス費 3,594 万 7,000 円  
事業者は県が認可するが、市はサービス状況を確認しているか。

子育て支援課長

市内の全事業者は自立支援協議会の委員である。県から毎月通知があり、担当者や障がい者相談支援センターの担当者が現地確認しているので情報共有している。

なかじま委員 市外事業者のサービスは確認できているか。

子育て支援課長

市外業者の直接把握はできてないが、情報提供を受け把握するように務めている。

なかじま委員 地域介護・福祉空間整備交付金 169 万 6,000 円  
介護ロボットのランニングコストは事業者負担か。

長寿課長 申請には含まれてないので、事業者負担となる。

吉田委員 ごみ啓発事業 印刷製本費 54 万円

寄附を財源に雑紙回収袋を作るが、他の用途はなかったのか。

環境課長 「あすりー」や「すいっとり」の普及を検討したが、組成調査の結果、雑紙が可燃ごみとして出されているので、雑紙回収袋の作成、配布とした。

伊藤委員 繰越明許費 (仮称)市が洞小学校区共生ステーション整備事業 1 億 1,416 万 8,000 円

事業が遅れることの理由、今後のスケジュールの明確な説明を求める。  
また、他の地域に影響することはないか。

たつせがある課長

第 5 回のワークショップが 8 月の予定から 11 月 12 日になった。工事はワークショップの結果を得てからにしたいので、うまく日程調整できなかったことが大きい。また、標準工期をとり発注したいので繰越明許とした。北小校区は、北のステーション部会であり方について議論が進んでいる。南小校区は今年地元にも一度も入っていないので、推進メンバーと調整したい。

伊藤委員 事業費は事業指定寄附を受け、急がなくてはいけないと説明しているが、そもそも 1 年で地域の意見を聞くのは無理ではないか。予算計上の段階で、寄附を受けたからすぐやらなくてはいけないということがはたらいたのではないか。

たつせがある課長

予定では 27 年度中に地元と詳細な打ち合わせができ、28 年度当初に実施設計の予定だったが、見込みが甘かった。

伊藤委員 少しでも当初の計画に近づける努力を先にすべきで、繰越明許は3月でもよかったのではないか。平成28年度予算の審議で「できる」と回答をもらっている。この時期に繰越明許と判断した理由は何か。

たつせがある課長

業者決定は最短で2月頃になる。工期が短くては応札者がなくなる心配もあり、この時期に繰越明許とした。

伊藤委員 今年度当初予算審査では、共生ステーションとほとぎの里展示施設は別でそれぞれの予算額の提示もあった。先日の説明では、地域共生ステーションを増築した中に展示スペースがある。ワークショップを理由にして当初の説明とは違うと思う。

たつせがある課長

ワークショップでは出土品は地域の宝であり、まちづくりの起爆剤として出入口に近い所でみんなに見てもらうため、その面積を取った。また、市が洞地区には地域集会所がなく、集会所機能をふまえた施設とするため今回の予算でやることにした。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

議案第 59 号は、賛成全員で原案のとおり可決

## 議案第 69 号

財政課長 議案第 69 号 相互救済事業の委託について説明

質疑及び意見は特になく終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

議案第 69 号は、賛成全員で原案のとおり可決

## 議案第 64 号

税務課長 議案第 64 号 長久手市税条例等の一部を改正する条例について説明

上田委員 税条例附則第 6 条の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例では、スイッチ O T C 薬（医薬用から転用された医薬品）を使用し、医療費控除に必要な手続きはどのようなか。

税務課長 レシートの添付、医療機関、医師名を申請書に記載するなど、現在の医療費控除の手続きと同様である。

なかじま委員 周知はどのようにするのか。

税務課長 税務署や市のホームページなどで周知する。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

議案第 64 号は、賛成全員で原案のとおり可決

この際、暫時休憩

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

委員長 休憩前に引続き会議を再開する。

## 所管事務調査

### 1 市役所等公共施設整備基本計画について

財政課長 11 月 27 日日曜日、午後 2 時から市役所で市役所等公共施設整備基本

計画説明会を実施した。現在作成中の基本計画の概要説明、庁舎に望むことについてグループワークした。参加者は 21 人だった。まず、防災拠点としての整備を充実させるため庁舎建て替えが必要という意見にはほぼ全員が同意した。現在地にこだわるより、グリーンロードやリニモ沿線がよい。高齢者や子育て世代に配慮し、低層でワンフロアで窓口業務ができるとよい。待合スペース、キッズコーナーが充実した庁舎。駐車場、通路など余裕のあるスペースを確保。緑ある環境に配慮した庁舎など、6 点の意見をいただいた。アンケートは 17 人の回答があった。参加者は 40、50、60 代が各 25%、東小校区を除く 5 校区から参加があり、チラシ、広報、口コミで知ったとの回答が多かった。参加者の感想は、概ねよかったという意見をいただいた。今年中に基本計画を取りまとめ、平成 29 年度に基本計画をたたき台として市民、議員の意見や提案を受け、よりよい計画にしたい。7 回の検討委員会を経て、基本構想の一部修正をふまえ、市役所整備の必要性、市役所に求められる役割、機能を検討し、まとめをしている。基本計画は概ね 5、60 ページになり、市役所等再整備の必要性、現庁舎の現状と課題、新庁舎の整備方針、公共施設配置の検討、事業計画の 5 つのカテゴリーに分け、最終校正をしている。これについては、12 月 21 日の閉会後に概要として議員にお知らせできると思う。

伊藤委員

先日の山田かずひこ議員の一般質問に対する市長答弁と今の説明は整合性があるのか。市長の考えが全く反映されてないが、検討委員会の議論は市長の意向を無視して進んできたのか。議会との約束だから、すでに 12 月に入りほぼ出来上がっているというのはわからなくはない。しかし、今後の計画はこれをたたき台とすると説明するが、執行部内の

意思統一をすることが先ではないか。市長の答弁は取り下げるのか。

財政課長 市長はたくさんの方の意見を頂き、市役所庁舎の機能や規模、さまざまなことを皆さんで考えていくと言った。今後、市民や議員と職員が十分な意見交換をし、一步一步進めたいというプロセスの重要性を伝えたかったもので、いたずらに遅らせるために発言したものではない。市長は、第7回検討委員会に本会議で発言したようなことを言っている。平成26年度に基本構想を策定し、基本計画策定を進めてきた。今後の市政の在り方を考えると小学校区単位での役所機能の可能性、公民館、議会、センター、その他市民サービスを兼ねる全体の公共施設の役割を整理し、市役所機能や規模、財源、手法などを計画に盛り込まないと議会や市民に議論していただくことにならない。この12月までの基本計画はたたき台と表現したが、来年度、諸条件を加えた内容で議論し、計画の熟度を高めたいという意味を込め、市長もプロセスの重要性を訴えたかった。いたずらに延ばすための発言ではない。

伊藤委員 市長の思いを取り入れながら市民と議員で意見を言ってくれと言っても全く違うものが出てきている。これまで基本構想をもとに進めてきたが、法律の問題があり新庁舎は現状の敷地しか無理だということはわからなくはないが、基本計画に示す再整備の必要性や新庁舎に求められる役割機能にしても市長の考えと全く違う。思いは違うにしても市として基本計画がたたき台なら、市長の意見を無視して議論を進めるのか。

総務部長 本会議の市長答弁については、何らかの形で議員に会期中に補足説明するなど調整している。庁舎建設は2年以上前に議員から駐車場の不足や公民館の機能など現状でいいのかと質問があり、それに答える形で基本構想を策定したのが客観的な事実である。基本構想に基づき基本計画

を策定することは終始一貫している。都市計画上の解釈の問題や熊本地震等の庁舎に関する災害上の不安があったので、この点については原点に帰り庁舎の機能、必要性などいろんな意見、懸念を考えながらやりなさいというのが市長の本旨と受け止めてている。しかし、いつ来るかわからない南海トラフなどの地震を控え、現段階で考えうる基本計画を12月末までに策定する。構想、計画、その次に基本設計、実施設計の段階だが、住民説明会でもあったようにその他の与条件が整ってないことを懸念し、市長も後で後悔がないようにやりなさいと言う趣旨にとらえ、両にらみをしながら考えうる対応を取るとするのがスタンスである。

伊藤委員　　今の話を聞いても執行部側の意思統一が図られてない。市長の方針どおりにすればいいと思う。それなら基本計画の半分より下（市役所等公共施設配置の検討、事業計画）は一つの案として示してはどうか。市長の議会答弁がずれていたなら、会期中に取下げなどしなくてはならない。相手もあり仕事に対する対価は払わなくてはならないが、市の方針が一本化したものを提示することが大事ではないか。契約や予算の執行等は無駄になるかもしれないが、どうしても腑に落ちない。庁舎は古く安全性を高めるために再整備が必要というが、耐震工事に何億とかけたのでこのままでは本当に危ないのかを必要性という点ではっきり示してほしい。整備方針はいろんな意見があり、やり直したいのならやり直せばいいと思う。この敷地内での建て替えは、技術的に無理はないかもしれないが、駐車場も足りず敷地内に新庁舎を造ることができるか本当に不安である。

総務部長　　市役所等公共施設整備基本計画は、庁舎だけでなく公共施設の整備をまとめるにあたり庁内プロジェクトチームを重ね遂行をしている。また、

副市長をトップに公共施設等立地検討委員会という上部組織もある。敷地内には庁舎だけでなく公民館や生きがいセンターもあり、職員の執務スペースのみならず市民に大きな影響を与えるということで、本来なら構想の段階で市民に投げかけをするのが筋と思うが、都市計画法上市街化調整区域に庁舎は建てられないので、分離した形で既設敷地に庁舎の建替えを優先せざるを得ない。説明会でもまだ市民に示していない条件、基本構想にある庁舎以外の公民館や体育施設については説明していないというジレンマを抱えながら仕事をしている。まずは市民に考えていただく前提として庁舎とはどんな機能があり、市民にとってどんな役割をもつのかを今回の基本計画で提示した。その中で議会審議を経て基本構想、基本計画の予算を可決いただいたので、共生ステーションではないが、期日までに取りうる市の考えを示すのは約定と思っている。市長の答弁と執行部の事務のかい離は否定できないが、一定の費用をかけて将来的にも庁舎の改築をするとすると、もたせなければならない。この間に設計者や福和先生の話聞き、現状取りうる策と将来のことを考えて両立をはかることが市長の真意と思うので現実的な対応をとりたい。

なかじま委員 基本計画策定後に市民から現在の場所に拘るよりグリーンロード、リニモ沿線がふさわしいという意見が多く出たらどの程度計画変更の可能性があるのか。

総務部長 構想にもあるように現敷地に2、3ヘクタールを確保して庁舎ほかの施設を整備するのが基本方針である。来年1年間かけ、基本設計実施設計には入れないと思っているので、与えるであろう諸条件を加味し、地域ごと、年代ごと、機能ごとに市民の意見を聞きながら意見集約したいと思っている。

上田委員　市長の思いと基本計画のギャップは拭えない。約束だから出すだけでは困るので、市長から直接説明を聞く機会はないか。

総務部長　本会議での市長の発言については、会期中にて補足説明する機会を設けてもらえないか調整している。市長の公の施設に対する考えは、庁舎だけでなく少子高齢化社会を見通した時に、今までは庁舎があり市民が来るがそれを転換したいというのがベースにある。高齢者でも歩いて行けるところに行政施設があり、出かけて行ってニーズに応えるべきということが根本にある。共生ステーションなどの地域別の施設と全体を統括する庁舎などは、機能を分けなければいけないと思う。

伊藤委員　確認したいが、12月に出す基本計画案はご破算になる可能性があると思う。計画とは似ても似つかないものができる可能性があるように思えるが、それはないと言い切るのか。来年1年で意見集約すると言うが、またできないかもしれない。半年後にご破算になるなら違う形で収めてはどうか。

総務部長　自治体は単年度予算が原則なので1年と言ったが、確約ではない。計画は計画なので100パーセント計画どおりとは言いがたい。庁舎等公共施設整基本計画なので庁舎にフォーカスしているが、市全体で考えれば公民館、体育施設、共生ステーションなどもろもろの施設の中で条件は変わる。市民への情報提供が始まったところなので、今後余地はあると思う。

伊藤委員　個人的な考えだが、会期末までに市の方針をまとめ、どうしたいのかを議会へ説明して同意を得るほうがいいのではないか。庁舎以外の説明をしない理由がわからない。その他の公共施設も先行していいのではないか。会期末までに意思統一し、それを議員に示してもらおうほうがいい。

総務部長 12月21日の閉会日に説明したいと言っているが、期日は12月末である。基本計画とはいうものの与条件が不明確であり、今後の可能性や課題があることを基本計画の補足説明として述べたいと思う。震災を想定すると庁舎が何十年も持たないことは事実である。人口5万6,000人のまちになり、庁舎再整備は市にとっても大きな事業であることも事実である。

委員長 基本計画の名前が付けば公開するものであり、計画が一人歩きすることもある。大きく変わる可能性もあり、最終的な計画とは思えないのでよく話し合ってもらいたい。

この際、暫時休憩

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 休憩前に引続き会議を再開する。

## 請願第2号

委員長 請願者から趣旨説明の申し出があったので発言を許可する。

請願者（人見）昨年9月の安全保障法関連法審議で首相は丁寧な説明で国民の理解を得ると言ったが、自民推薦の参考人の憲法学者も違憲発言、民主主義も踏みにじられての深夜採決だった。法施行の11月、南スーダンPKO

新任務、駆け付け警護、宿営地共同防護は、新たな様相の情報である。閣議決定、青森陸上自衛隊の悲壮な派遣決意、新装備、武器訓練、無事帰還を祈る家族の姿の報道に接し、まち角や集会で派遣危惧徹底を訴えてきた。しかし、防衛相は平穏な派遣地として派遣命令を遂行した。急遽危険な新任務、私の戦争回顧、市民の思いを国に伝えたい、伝えていただきたいと請願に至った。

請願者(藤田) 第一は子どもや孫にずっと平和を、どこの子供も死なせないその思いが第一である。もう一つは戦争体験者の声である。今年縁があり長久手市平和推進委員として参加する中で戦争体験者の話を聞く機会があった。「二度と戦争はあってはならない。最近の日本は戦争前の状況に非常に似てきた。この国の行く末が心配でならない」と強い口調だった。今回の問題は、現在南スーダンに派遣されている自衛隊員やその家族だけの問題とは思えない。私たちの命と暮らしにかかわることである。一旦戦争に巻き込まれたら、庶民の暮らしは丸ごとなくなり、たくさんの人がいのちを落とした。そのことを懸念し、私たちの声を国に届けてほしい。

委員長 趣旨説明について質疑はあるか。

ないようなので趣旨説明を終了する。

紹介議員(上田委員)

請願第2号 安全保障関連法の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願について説明

質疑及び意見は特になく終了

討論

反対討論

なかじま委員 請願書の「憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明白」という表現は、憲法第9条のもと自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自営の措置は許容されるので誤りと言わざるを得ない。地方議会は公益に関する意見書を国に提出できると地方自治法で定められているが、防衛や外交は国の専管事項であり、地方議会からの意見書提出はふさわしくないと考える。

賛成討論 なし

反対討論 なし

請願第2号は、賛成少数で不採択

この際、暫時休憩

午後1時16分 休憩

午後1時19分 再開

委員長 休憩前に引続き会議を再開する。

## 所管事務調査

### 2 公共施設等総合管理計画事業について

財政課長 公共施設総合管理計画は、国が求める平成 28 年度にまでに策定するよう作業を進めている。今年度策定する計画は白書に近いもので、国が求める最低限の内容の予定である。本格的な個別の施設、事業ごとのコスト計算、施設別評価、詳細分析に基づく長期財務シュミレーション、中長期の更新費用の算定等については平成 29 年度に引きつぐ。1 点目、平成 28 年度事業は、27 年度に作成した基礎データを基に施設の分類、地区別に分類しまとめることやマネジメントの基本方針を検討する。2 点目、総合管理計画中間報告の作成。3 点目、市民アンケートの実施、集計、分析。4 点目、市民説明会、意見交換の実施。5 点目、パブリックコメントの実施の 5 項目を年度末までに行い、総合管理計画としてまとめたい。この 5 項目の内 1、2 点目は進捗している。今後の予定は 1 月号広報で絵をまじえながら、説明会を 1 月 22 日午前 10 時から開催すること、1 月中にアンケートを実施すること、パブリックコメントを実施することの 3 点をお知らせする。平成 29 年度の事業予定は、1 点目、事業別、施設別行政コスト計算、施設別評価、2 点目、中長期更新費用の算出、3 点目、中長期財務シュミレーションの作成、4 点目、推進体制及び仕組みの検討の 4 点である。施設の在り方、有効活用について市民と一緒に検討する予定。総合管理計画の改定版として 29 年度中にまとめる予定である。

吉田委員           この間に担当課は何か所ほど視察に行き、勉強してきたか。

課長補佐（財政担当）

                  公共施設総合管理計画に限定したものではないが、財政全般、庁舎建設を含め、今年度は流山市、習志野市、秦野市のほかセミナーに参加し、西尾市の事例などを学んだ。

吉田委員           参考になったことは何か。

課長補佐（財政担当）

                  秦野市は合併したが人口減少、公共施設も余っているという典型的な事象に直面した事例だった。参考にはなるが、本市と状況が違う。流山市は人口が増加し、本市とよく似た環境にある。施設を単に統廃合し、公共施設の1人あたりの床面積を減らすのではなく、公共施設を有効活用するため、今ある資源を民間企業含め最大限活用する事例が大変参考になった。

伊藤委員           ファシリティマネジメント（FM）の議論は随分前から必要でないかということで、固定資産台帳を早く整備してやっつけようということがあった。すぐにでもできるような言い方をずっとしてきたが、今回白書に近いものと言われると、固定資産台帳さえあれば何とかなるという説明があったのに、計画と言いながら白書に近いもので、平成29年度にほとんどのことを送っている。今年作ると心待ちにしていた。財源について本当に見通しがどうなるかわからない状況も予想されるが、急に景気が後退した時にどうするか、今ある施設が本当に利用されているのかは随分前から議論してきたのに、このスピード感は何なんだと思う。平成29年度の予定の1. 2. 3. 4点目を盛り込んだのが管理計画ではないのか。改訂版で出すというのはどういうことなのか。5月18日の契約

で 12 月末に公共施設の現状について明らかにするとはどういうことか。  
公共施設の現状は見に行けばわかる。その間に一部では長寿命化計画を  
作り、部署によってはすでにできているのになぜ先送りするのかわから  
ない。国が求める最低限の項目とは何か。

課長補佐（財政担当）

この事務は今年度財政課へ移管され、平成 29 年度までに策定と引継  
いだ。国も今年度中の策定を求めている。この計画がなければ来年度の  
補助金にも影響するので内容も吟味し、今年度中にできること、来年度  
にかけて市民ともじっくり時間をかけてできるものを分けた。施設ごと  
にコスト、運営費、収入のバランスなどの分析評価には時間がかかる。  
個別の長寿命化計画とは整合性をとる。平成 28 年度に施設カルテはゼ  
ロから調べ上げ、昨年作った固定資産台帳を基に施設ごとに利用、修繕  
の状況などを洗い出すことに時間がかかった。今年度中には、計画とし  
てまとめたい。

伊藤委員 国の求める項目は何か。

課長補佐（財政担当）

具体的には現況及び 30 年程度の将来の見通し、総合的かつ計画的な  
管理に関する基本的な方針で計画期間 10 年以上としている。この基本  
方針には、

- 1 点検、診断等の実施方法
- 2 維持管理、修理、更新の実施方法
- 3 安全確保の実施方法
- 4 耐震化の実施方法
- 5 長寿命化の実施方法

6 統合、廃止の推進方針

7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

の7点の要請が出ている。

伊藤委員 方針を定めると言っても目新しいことではない。固定資産台帳ができなくてもやれたことばかり。固定資産台帳ができれば現状把握ができ、すぐに見通しが立つような答弁をしてたのではないか。ここにきて方針とはどういうことか。

課長補佐（財政担当）

固定資産台帳ができてから施設を調べることが理想的な方法だ。固定資産台帳をもとにさらに肉付けをするだけで施設全体を把握できるというメリットがある。しかし、実際に各施設を綿密に調べるには時間と手間がかかると感じている。

伊藤委員 杵ヶ池体育館や改善センターなどの施設は、日々の修繕では追いつかない状態ではないか。公共施設管理は、その都度苦情を受ければよいと思っているのか、それとも本当にきちんとすると考えているのか。

総務部長 固定資産台帳の整備は相整った段階にある。固定資産台帳整備を進めることで公共施設には建物だけでなく道路、橋梁、下水道、公園などもあり、はた目で見えない修繕、維持管理の必要性がわかり、新たな課題として調整している。人口が現に減り、新規施設があり得ないなら簡単だが、本市は保育園は足りず、学校も狭い状況で新たな整備方針を立てなければいけない。一方では文化の家大規模改修など目に見えない部分のメンテナンスの必要性もあるので今調整している。役所には減価償却の考えがないが、公会計になれば負債として目に見える。造った後は経常的な経費の維持管理ではなく、減価償却の考え方も含め改修時期、行

政的な負担をせず民間連携することで経費を抑えるなどを腹にすえ、ファシリティマネジメントで計画するという方針を今年度中に示したい。

伊藤委員 必要な施設は用意があるからこそ財源を把握するためにも早期策定してほしい。

吉田委員 何人で仕事をしているのか。人が足りなければ確保することが必要ではないか。

総務部長 部長、次長（課長兼務）のほか財政係 3 人と臨時的任用職員 1 人で担当している。

委員長 確認だが、1 月 22 日に説明会、意見交換を行い、2 月中旬のパブリックコメントを経て今年度末までに計画をまとめるなら、議員に説明できるのはいつ頃か。

財政課長 未定稿ではあるが中間とりまとめからダイジェストにまとめ、閉会日にお知らせできるよう準備している。

委員長 以上で所管事務調査を終了する。

次に、閉会中の継続調査について諮る。

継続調査申出事件一覧表のとおり、引き続き閉会中も継続して調査することを委員長が提案する。

異議なしのため継続調査とし、継続調査申出事件一覧のとおりを委員長から議長に申し出ること全委員了承する。

次に、消防団との意見交換を計画しているので諮りたい。

1 月 18 日午後 7 時から消防本部において正副団長、本部付部長、正副分団長と意見交換することとしてよろしいか。

<異議なし>

異議なしと認め、このとおり実施することとする。

委員長報告は委員長及び副委員長に一任することを確認

委員長 閉会宣言

午後 1 時 54 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成 28 年 12 月 12 日

総務委員会委員長 青山直道